

# 「職場復帰うれしい」

## 派遣から正社員に

郡山市にあるパナソニック電工（旧松下電工）のショールームで派遣社員として働き、昨秋に派遣契約を打ち切られた同市在住の佐藤昌子さん（54）が同社に雇用契約の確立を求めた訴訟は25日、地裁郡山支部（清水響裁判長）で佐藤さんの請求をほぼ認める形で和解した。原告側は「全面勝利だ」と喜びの声を上げた。

（北川慧一、斎藤健一郎）

原告側やパナソニック電工によると、佐藤さんはショールームを運営する同社子会社の正社員として雇用され、同社側が佐藤さんに解決金を支払うという。原告側の鈴木宏一弁護士によると、全国で派遣切りなどによる同種の訴訟は60件以上あるが、これらのうち元派遣社員を正社員として雇うことは「聞いたことがない」という。

原告側は、労働者派遣法で認められていない接客業務を長年させられており、パナソニック電工と佐藤さんの間に「黙示の労働契約」があった

### 雇用訴訟和解 佐藤さん



和解成立後、記者会見に臨む佐藤昌子さん（右）と原告代理人の鈴木宏一弁護士＝郡山市役所

と主張。同社側は、佐藤さんは接客ではなく同法で定められた「事務用機器操作」などをしていたとして訴えの棄却を求めている。

和解成立後、原告の佐藤昌子さんは労働組合幹部や鈴木弁護士らとともに、郡山市内で記者会見した。

佐藤さんは「1年前には想像もつかなかった結果。訴え続けた職場復帰を勝ち得ることができてうれしい」と話した。一方で、「派遣労働者そのものの根絶のために行動したい。全国の非正規労働者はいまだに苦しみの中にいる。私

の勝利が全国の訴訟の早期解決につながる」と語った。

NPO法人「派遣労働ネットワーク」理事長の中野麻美弁護士によると、労働者派遣法が1999年に改正され派遣可能な職種が原則自由化されるまで、専門職種の「事務用機器操作」を用いて営業や受付などの一般的な業務をさせる違法な労働者派遣は広く行われていたという。中野弁護士は「17年半も派遣社員として雇用されていたことから、いつでも契約を打ち切る目的で活用していたことは明らかだ」と指摘している。